

1、事業者(法人)の概要

法人名称	みやぎ県南医療生活協同組合
事務所所在地	宮城県柴田郡柴田町船岡新栄 4 丁目4番地 1
代表者(役職・氏名)	理事長 水戸 義裕
設立年月日	1995年7月7日
連絡先	電話 0224(57)2310 FAX 0224(57)1090

2、事業所の概要

事業所名称	しばた協同デイサービスセンターあおぞら				
事務所所在地	宮城県柴田郡柴田町船岡新栄 4 丁目4番地3				
連 絡 先	電話 0224(58)1577 FAX 0224(58)1571				
提供可能サービス	通所介護、第1号通所事業				
介護保険事業所番号	0472200641	管理者	永倉 美香	定員	30名
サービス提供地域	柴田町、大河原町、村田町、角田市、白石市(福岡深谷・北白川・東白石地区) ※第1号通所事業は柴田町のみ				

3、事業所の職員体制

職 種	勤務の形態、人数	1日の配置
施設長	常勤 1名(兼務)	
生活相談員	常勤 3名(兼務)	1名
看護師	常勤 1名、非常勤 1名	1名
介護職員	常勤 7名、非常勤 1名	4～6名
機能訓練指導員	非常勤 2名	1～2名
事務職員	常勤 1名(兼務)	

4、営業時間

営業日	定休日を除く 月曜日～土曜日
定休日	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)
営業時間	8:30 ～ 17:00
サービス提供時間	通所介護 9:15 ～ 16:30 第1号通所事業 9:15 ～ 16:00

5、事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護等のサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護または要支援状態の軽減や悪化の防止・予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

6、事業所のサービス方針等

- (1) 医療生活協同組合として非営利・協同の事業を進めるに当たり、組合員や地域住民、利用者の立場に立った介護または介護予防サービスを行います
- (2) 介護が必要な人が生きがいを持って生活できるよう、一人の人間として尊重し、職員の知恵と力をあわせ、良質な介護または介護予防サービスを提供することを目指します。

7、提供するサービスの内容

「通所介護サービス」「第1号通所事業（介護予防通所介護相当）」は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンターあおぞら）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持改善を図るサービスです。

8、サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員氏名	生活相談員 永倉 美香	管理責任者氏名	管 理 者 永倉 美香
--------	-------------	---------	-------------

9、秘密保持

サービス提供するうえで知り得た利用者またはその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。

10、虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定。
虐待防止に関する担当者 施設長 永倉 美香
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者に周知します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し、人権意識の向上や虐待の防止のための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11、身体的拘束等の排除及び適正化

職員は当法人の介護サービス事業での身体的拘束等の適正化その他の行動制限防止に係る規範を遵守します。

12、衛生管理等

- (1) 施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的の実施します。

13、緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、下記主治医・家族・居宅介護支援事業者・担当の地域包括支援センターへ連絡します。

主治医	氏名	
	名称	
	所在地/連絡番号	
家族（緊急連絡先）	氏名	
	住所/連絡番号	

地域包括支援センター	☐ 柴田町地域包括支援センター 0224-86-3340 ☐ 槻木包括支援センター 0224-56-5764 ☐	
居宅介護支援事業所	事業所名	
	担当者	
	所在地/連絡番号	

14、事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、地域包括支援センター、家族、居宅介護支援事業者へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

15、非常災害対策

- (1)「非常災害(地震、水害、土砂災害)マニュアル」に則り対応を行います。
- (2)消防法施行規則第3条に規定する計画に基づき、消防・避難訓練を行います。

16、業務継続計画の策定について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画に変更を行います。

17、苦情、相談窓口

通所介護、第1号通所事業に関するご相談・ご要望・苦情等は下記窓口まで

デイサービスセンターあおぞら 担当者 永倉 美香	電話 0224-58-1577 Fax 0224-58-1571 営業時間内で随時受付(不在時は職員が対応)いたします	
柴田町地域包括支援センター	電話 0224-86-3340	Fax 0224-86-3341
槻木地域包括支援センター	電話 0224-56-5764	Fax 0224-56-5772
国民健康保険団体連合会	電話 022-222-7700	Fax 022-222-7260
第三者委員苦情相談窓口	電話 022-276-5201	Fax 022-276-5205

18、利用料金 別紙料金表による

19、キャンセル料

利用予定日の直前にサービスをキャンセルした場合、キャンセル料をいただきます。ただし体調や容態の急変などやむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要とします。

利用当日の連絡	キャンセル料 500円
お迎えに行ってからキャンセル	キャンセル料 600円
利用者の都合により、サービス提供時間が2時間未満の場合(体調や容態の急変も含む)	キャンセル料 1000円
5月の連休、お盆、年末年始など事業所が指定した日の前々日までご連絡がない場合	キャンセル料 600円

※通常、前日まで連絡いただいた場合は、キャンセル料は不要です。

20、支払方法

利用料はひと月ごとにまとめて請求します。請求書は翌月10日以降に発行いたしますので、請求書を確認し次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

なお、利用料の受領に関わる領収書等については、利用料の支払いを受けた後に発行いたします。

支払方法	支払要件等
------	-------

口座引落	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直後の平日)に利用者が指定する口座より引落します。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の請求書を確認してから、現金でお支払い下さい。

21、当事業所利用にあたっての留意事項

サービスの中止・変更	① 発熱・嘔吐や体調不良等でサービスを継続することが困難な時 ② 感染症が疑われ、他者に感染させる恐れがある場合 ③ 台風や雪などの気象状況または災害等の影響により、サービス提供に支障がある場合
設備・器具類	本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	敷地内全面禁煙です。
迷惑行為等	他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。 利用者様同士でものをあげる行為、金品を受け取る行為、食べ物の持ち込み・持ち帰りはしないでください。
所持品・貴重品	自己管理を原則とします。心配な方はご相談ください。 不必要な金銭、貴重品はお持ち込みにならないようお願いいたします。職員に無断で持ち込み紛失等があっても当事業所は責任を負いません。
記名	持ち物にはすべて記名をお願いいたします。無記名で紛失等があっても当事業所は責任を負いません。

22、連帯保証人

- (1) 連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額20万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者または連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。
- (2) 連帯保証人からの請求があった場合には、事業所は連帯保証人に対し、利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

23、サービスの第三者評価および満足度調査の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者評価 実施なし

利用者の満足度調査

実施の有 無 (あり) なし	実施した直近の年月日	2021 年 10 月 1 日～10 月 31 日日
	調査方法	医療生協 2021 年度医療・介護評価アンケート はがきによるアンケート調査、 集計 外部事業所へ委託
結果の開示状況		2022 年

重要事項説明および同意書

私は、事業者から通所介護または第1号通所事業サービスについての重要事項の説明を受け、これに同意いたします。

令和 年 月 日

(利用者) 氏 名 _____

(代理人および連帯保証人) 氏 名 _____ 続柄() _____

通所介護または第1号通所事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項を説明しました。

事業者 みやぎ県南医療生活協同組合 しばた協同デイサービスセンターあおぞら

代表者 施設長 永倉 美香 印

説明者

印

運 営 規 定

みやぎ県南医療生活協同組合
しばた協同デイサービスセンターあおぞら

しばた協同デイサービスセンターあおぞら運営規程

（事業の目的）

第 1 条 みやぎ県南医療生活協同組合が開設するしばた協同デイサービスセンターあおぞら（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業にあっては要支援状態）等にある高齢者に対し、適切な事業のサービスを提供することを目的とする。

私たちの目指すもの

- ☆ 私たちは利用されるかた本位のサービスを提供します。
- ☆ 私たちは介護が必要な方が生きがいをもって生活できるお手伝いをいたします。
- ☆ 私たちは医療生協として非営利・協同の事業を進め、医療機関や福祉施設と連携してくらしやすく健康な地域づくりをすすめます。

（運営の方針）

- 第 2 条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画（通所介護計画）に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供する。また利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業の提供にあたっては、事業所の従業者等は、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対してサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの出来る体制を整える。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 しばた協同デイサービスセンターあおぞら
- 二 所在地 柴田郡柴田町船岡新栄 4 丁目 4 番地 3

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の職員を指導監督し、事業に関わる業務管理を一元的に行う。

二 生活相談員 3名（兼務3名）

- ①生活相談員は、利用者の心身状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画書を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う。
- ②利用者の日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上または減退を防止するための、状況把握、計画作成を他の職種と共同で行う。
- ③利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導。
- ④事業に係る業務全般。
- ⑤事業に係る関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療、福祉サービス業者との連絡調整を行う。

三 介護職員 4～6名（生活相談員兼務2名）

- ①介護計画に基づく利用者の機能訓練や日常生活を営む上で必要な介助及び介護の提供に当たる。
- ②利用者の日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上または減退を防止するための、状況把握、計画作成を他の職種と共同で行う。

四 看護職員 2名（機能訓練指導員兼務 2名）

- ①利用者の健康管理及び保健衛生並びにリハビリテーションの実施
- ②利用者及びその家族の日常生活の医療相談及び指導
- ③利用者の主治医及び各保健所等の関係機関との連絡調整
- ④利用者の日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上または減退を防止するための、状況把握、計画作成、実施及び指導助言、記録を行う。

五 機能訓練指導員 3名（看護師兼務 2名）

- ①利用者の日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上または減退を防止するための、状況把握、個別機能訓練計画作成などを他の職種と共同で行う。
- ②個別機能訓練の実施、記録、評価などを行う。

六 事務職員 1名（兼務）

事業に係る必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間は以下のとおりとする
 - ①要介護1～5 9:15 ～ 16:30
 - ②上記以外 9:15 ～ 16:00

（指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の利用定員）

第6条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の利用定員は次の通りとする。

1 単位 25 名（通常規模）

（指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の内容）

第7条 通所者に対する介護内容は、通所者の人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送っていただくよう努めるものとし、その介護内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導
- 二 機能訓練
- 三 入浴サービス
- 四 食事の提供
- 五 送迎サービス
- 六 運動機能向上

（指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の利用料その他の費用）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬および柴田町介護予防・日常生活支援総合実施要項の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護負担限度額認定証記載の額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準の額とする。

3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 一 食費（食事材料費および調理費） 650円
- 二 おむつ代 実費
- 三 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担していただくことが適当と認められる費用

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。

（利用者の急変時の対応）

第9条 事業所の従業者等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は以下に掲げる地域とする。

- 一 通所介護事業 柴田町、大河原町、村田町、角田市、白石市（福岡深谷、北白川、東白石地区） （おおむね片道 30 分程度）
- 二 第 1 号事業 柴田町

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には・自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

- 2 利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとする。
- 3 利用者は、事業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
- 4 利用者は施設内においては原則禁煙とする。
- 5 事業者は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

（事故発生時の対応）

第 12 条 事業者は、事業を実施中に、事故が発生したときは、市町村に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 13 条 事業者は、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年 2 回は避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の適正化に関する事項）

第 15 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 身体的拘束等の適正化のための委員会を設置する。
- 4 身体的拘束等の適正化の為に指針を整備する。
- 5 従事者に対し、身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 か月以内

二 継続研修 年 4 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はみやぎ県南医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する